

自分のこと通信

～じぶんごとでかんがえよう～ 創刊号 2022-3 年冬

埼玉西部地区防犯安全・
犯罪被害者等支援を考える会

〒357-0023 飯能市岩沢 400-1

☎090-8329-5791 (関田)

✉saitamaseibuhanzaihigaisya2022@gmail.com



地域の安全シンポジウム ～犯罪被害者等支援について考える～

2022 年 7 月 24 日(日) 飯能市市民会館小ホールにて開催

犯罪被害者とそのご家族が少しでも早く平穏な生活に戻れるように、そして自分事として考えていかなければならないという思いでこの会を開催いたしました。皆様におかれましては様々な気持ちで参加されたことと存じます。改めて心よりお礼申し上げます。新井市長、中村教育長、内沼県議会議員、中元議長をはじめとした市議会議員の皆様にもお越しいただきました。交通犯罪被害者遺族である中村様の講演等を通し「犯罪被害者」の現状や必要な支援をご理解いただけたのではないかと感じております。パネルディスカッションは埼玉県犯罪被害者支援の第一線でご尽力頂いている方々です。もっと多くの市民に聞いて欲しかった内容でした。最後に開催にあたりご助言くださいました県担当者様、ご協力くださった多くの方に感謝申し上げます。

想像できますか？

あなたやあなたの大切な人が
「犯罪被害者」になったとしたら…

7/24
日曜日

10:00▶12:00

(開場 9:30)

飯能市市民会館

小ホール

先着100名

入場無料

新型コロナウイルスとして、会場内でのマスクの着用・手洗・消毒を徹底しての開催に努めます。

要事前予約

下記のQRコードまたは、URLからお申し込みください。



<https://saikamaseibuhanzaihigaisya2022.jp/online>

地域の安全 シンポジウム

犯罪被害者等支援について考える

犯罪被害者となった被害者や遺族の心身のケアを支援し、地域社会で支えるために取り組むべき課題を話し合う。犯罪被害者支援とその支援に関わる専門家を交えたシンポジウムを開催いたします。

第1部 ショートアニメーション上映会

「雪の上はいつも、静け。」

企画：犯罪被害者支援センター（埼玉県）

第2部 講演会

「交通犯罪被害者遺族として」

講師：中村立文（一般社団法人関東交通犯罪被害者支援会）

第3部 パネルディスカッション

「地域で支えるために、私たちに今できる事」

パネリスト：中村立文（中村立文・横山弁護士・横川県議会議員・駿河台大学小俣教授・埼玉犯罪被害者援助センター竹山さん、中村さんによるパネルディスカッションの様子。）

司会：中村立文（一般社団法人関東交通犯罪被害者支援会）

会場：飯能市市民会館小ホール

主催：飯能市・飯能市教育委員会



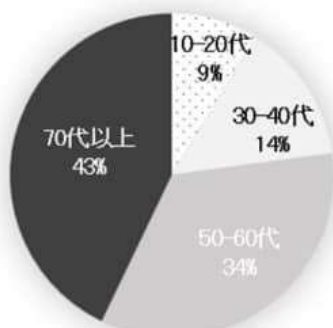
(中央)横山弁護士・横川県議会議員・駿河台大学小俣教授・埼玉犯罪被害者援助センター竹山さん、中村さんによるパネルディスカッションの様子。

(右)当会の関田と武田。

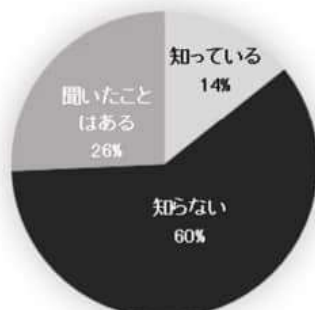
【DVD レンタルのお知らせ】当日のシンポジウムのDVDがございます。もう一度見たい、勉強会で使いたいなどございましたらお気軽にお問合せ下さい。

アンケートの結果 当日お答えいただいた主な結果をお知らせいたします

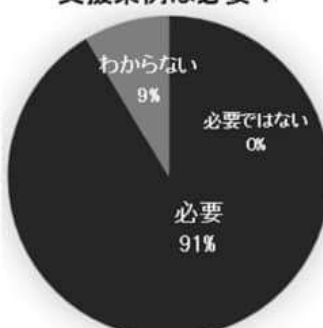
参加者年代構成



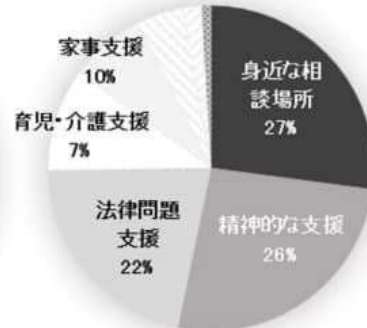
「犯罪被害者支援総合的対応窓口」を知っていますか？



飯能市に犯罪被害者等支援条例は必要？



どのような支援が必要？

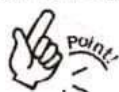


「犯罪被害者支援」について、講演会等で聞いてみたいテーマは？／SNS、インターネットによる二次被害／犯罪被害者の人権／犯罪加害者家族親族も被害者。筆舌し難い生活を送っている事を考える／被害者に対する相談支援について

質問・要望・感想等／様々な立場の方からの話は大変参考になった／信号機システムの改善が必要。歩行者車専用を進めるべき／家族が事故ににあった際、突然起こった悲劇に頭も心もパニック。会社、市役所に相談／二次的被害など改めて自分に何ができるか自分事として捉え考えるきっかけとなった／とても有意義な会でした これからも続けてください／二次被害やその支援について、もっと若い方に知って欲しい。学校教育に取り入れては？

飯能市の犯罪被害者等支援条例が制定されました

飯能市議会 12 月議会において飯能市犯罪被害者等支援条例が議決されました。
施行日は令和 5 年 1 月 1 日。重要性を深くご理解いただき、素早い条例化へと動いてくださった
飯能市に感謝申し上げます。



遺族見舞金、重症病等見舞金と、飯能市独自の「生活支援金」制度

市では犯罪被害者等に対し、総合的対応窓口を設け、お話を伺った上で各課の行う福祉事業などの行政サービスや法律相談、場合によっては埼玉県、埼玉県警と連携し、専門の相談員につなぐことで被害者等に寄り添い、ケアしていく体制を整えてきました。

条例が制定されることにより、犯罪によって亡くなられた方のご家族に遺族見舞金として30万円、犯罪で1か月以上の療養が必要な重症病を負われた方には重症病等見舞金として10万円、加えて、いずれかの見舞金の対象者には、被害直後から一変する生活の一助となるよう家事・介護援助、育児支援、一時避難、転居にかかる費用として10万円を上限とする飯能市独自の生活支援金制度が設けられます。被害状況や家族の状況により必要とされる支援は様々です。限度額内で必要な支援を自ら選択し、組み合わせて利用できるというのが生活支援金の特徴です。

例えば…幼い子供を残したまま裁判所に行くことができない場合、シッターや一時預かりの費用として（育児支援）。一人暮らしとなり精神的に外出困難となり買い物等が出来なくなった。代わりに買い物に行ってもらう（家事援助）。



お伝えしたいこと この支援制度が使われないことが何よりの願いです！

※国には犯罪被害者等に対する給付金制度がありますが、申請から給付までに平均で7～9か月かかるといわれています。この条例による見舞金や生活支援金制度は迅速に経済的負担を軽減する施策として期待されます。

※理念だけではなく、見舞金及び支援金が支給される制度は大変評価できます。住まわれている自治体で条例が制定されているか否か、見舞金等の規定があるか、により被害者等が受けられる支援が違うのが現状です。

※見舞金等の対象者には、一般的に警察署が市の相談窓口を紹介します。

※市内でも大変多い交通事故。「過失」の場合は相談の対象となりますが、見舞金の対象とはなりません。

ただし、危険運転致死傷にあたる場合はその対象となることもあります。

※この条例は、施行日以前に起こった事件については対象となりません。

※加害者から被害者とその家族（遺族）に損害賠償が支払われるケースは非常に少ない上、国費支出は加害者＞被害者の不均衡が生じており、日常生活を送るための経済的支援が求められています。「犯罪被害者基本法」成立から 18 年経ち、抜本的な改革が必要と言われています。

✿ 相談窓口の紹介 ✿

○飯能市の相談窓口 飯能市役所別館 1 階 生活安全課
「犯罪被害者支援総合的対応窓口」 042-973-2126

○埼玉県の相談窓口 さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー3 階
「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」 0120-735-001
(IP 電話等 048-862-0001)

○性暴力等犯罪被害
埼玉県「アイリスホットライン」 0120-31-8341 (IP 電話等 048-839-8341)
全国 共通ダイヤル #8891 (はやくわんすとおぼ)



7 月 24 日のフォーラムにご参加いただいた方にこの通信をお送りしております。今後も不定期にお届けします。不要な場合はご連絡ください。

文責 関田・武田

賛助会員募集のお願い(入会金なし) 講演会、情報提供等に利用させていただきます。

個人 一口以上(一口 3,000 円)／法人 二口以上(一口 5,000 円)

振込先 飯能信用金庫飯能中央支店・店番001/普通 口座番号 2126111/
埼玉西部地区防犯安全・犯罪被害者支援を考える会



HP